

工事目的物の引渡し前に不可抗力による 損害を受けた時の取り扱いについて

三重県が発注する建設工事請負契約及び設計業務等委託契約において工事目的物又は成果物の引渡し前に、天災等の不可抗力による損害が発生した場合は、下記の取り扱いに基づくものとする。

- 1 受注者は、不可抗力による損害が生じたときは、建設工事請負契約書の条項第30条第1項若しくは設計業務等委託契約書の条項（以下「条項」という。）第29条第1項に基づき、その事実の発生後直ちにその状況を、不可抗力による損害通知書（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱（以下「様式要綱」という）第17号様式又は第17号様式の2）により、発注者に通知しなければならない。

（注釈）

受注者は、①損害発生前及び損害の概要、②損害の内訳数量、③損害発生前及び発生後の現場写真を添付して提出しなければならない。

また、施工又は業務途中はもちろん、完成後、引渡し前（完成検査前）も適用するものとする。

- 2 発注者は、「不可抗力による損害通知書」を受領したら、建設工事請負契約書の条項第30条第2項若しくは設計業務等委託契約書の条項第29条第2項に基づき直ちに調査を行い、損害状況を確認し、調査結果を損害調査結果通知書（様式要綱第18号様式）により、受注者に通知しなければならない。

（注釈）

「調査」とは、監督員が損害発生の原因、損害の内容、事実発生時における受注者の管理状況等について現場調査等を行うことをいう。

「損害状況を確認」とは、中間検査要領に基づき検査員が中間検査を行い、損害数量を認定することをいう。

- 3 受注者は、建設工事請負契約書の条項第30条第3項若しくは設計業務等委託契約書の条項第29条第3項に基づき、損害費用負担請求書（第18号様式の2）により損害費用を請求することができる。

（注釈）

受注者から「損害費用負担請求書」が提出されない場合は、発注者に負担義務はない。

- 4 発注者は、建設工事請負契約書の条項第30条第3項若しくは設計業務等委託契約書の条項第29条第3項により受注者から損害費用の負担請求があったときは、建設工事請負契約書の条項第30条第4項及び5項若しくは設計業務等委託契約書の条項第29条第4項及び5項に基づき発注者が負担すべき範囲及びその額を算定し、損害費用負担額について、損害費用負担協議書（第18号様式の3）により受注者と協議するものとする。

なお、建設工事請負契約書の条項第30条第4項若しくは設計業務等委託契約書の条項第29条第4項の規定による請負代金額又は業務委託料の1/100に満たない場合も同様とする。ただし、特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を

負担するものとする。

(注釈)

建設工事請負契約書の条項第30条第4項のただし書の規定の対象となる「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」は、別途通知文を参照するものとする。

- 5 受注者は、損害費用負担協議書を受理した日から14日以内に承諾した旨の同意書（第36号様式の3）を提出するものとする。ただし、協議開始の日から14以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。また、建設工事請負契約書の条項第22条若しくは設計業務等委託契約書の条項第23条に基づいて、工期若しくは履行期間の延長願いの手続きを行うことができる。

(注釈)

14日以内に同意が得られない場合は、発注者は、損害負担金の決定通知を受注者に通知する。また、当初契約工期で完成する場合は、工期延長願（様式要綱第15号様式）を提出する必要はない。

- 6 受注者は、負担金請求書（第25号様式の3）を提出して、所定の期日以内に支払いを受けなければならない。

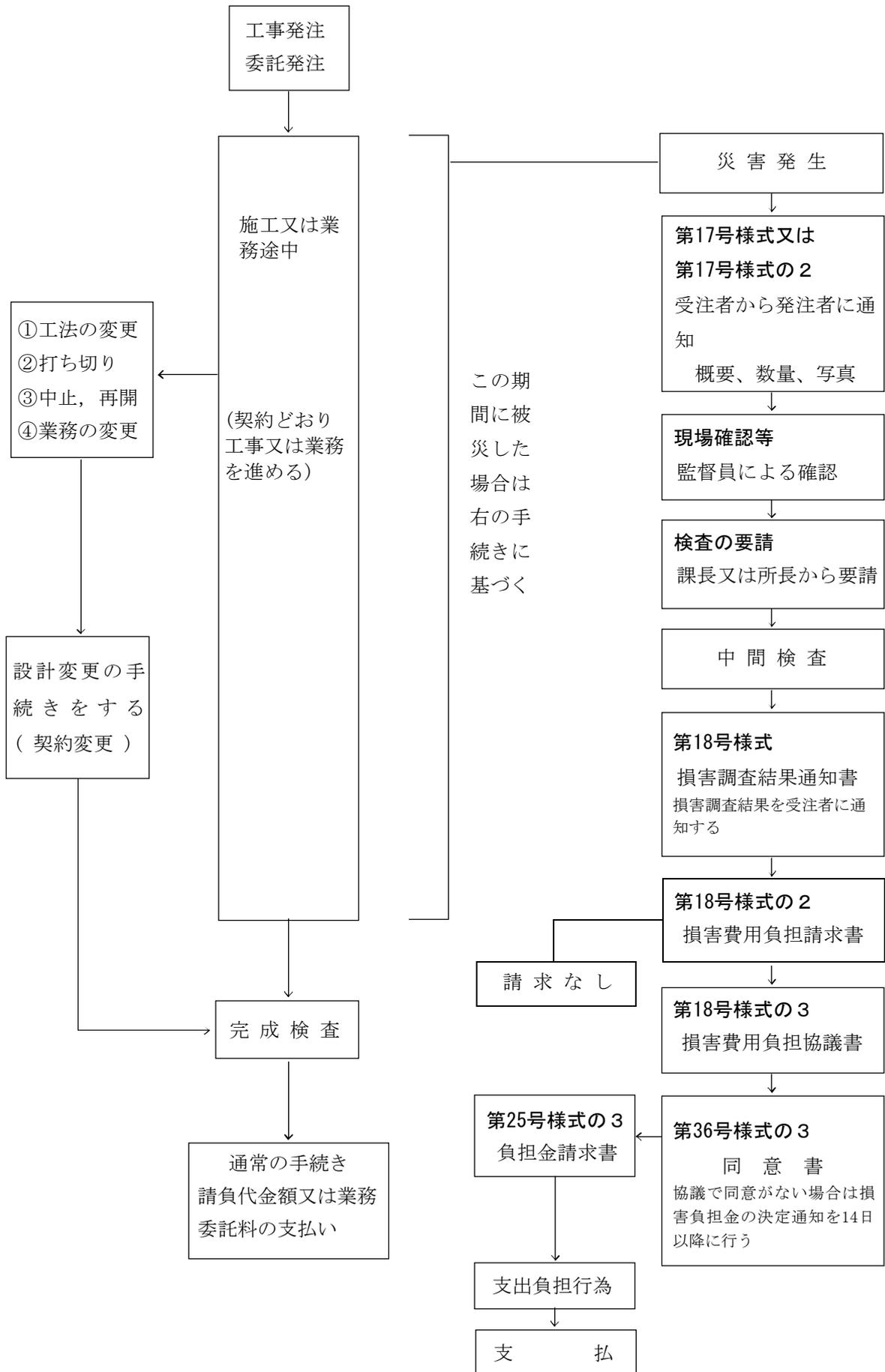
7 特記事項

- ① 平成7年度以前の条項では、第25条3項で、「請負代金額の変更又は損害額の負担」と規定されていたため、設計変更、追加工事等の名目で不可抗力による損害に対し事実上負担が行なわれてきたが、平成7年度の改正において、発注者の負担方法を「損害額の負担」に一本化されたので、元工事の変更処理によって増額変更あるいは精算変更をすることはできない。
- ② 元工事の工期については、受注者からの工期延期願の提出により、所要の工期延長を行なうことができる。
- また、工事完成報告書若しくは委託業務完成報告書の受理後、検査までの間に損害を受けた場合は、工期は終了しているが、契約行為は継続中であるため、同様に受注者から工期延期願の提出を受け、工期（再開）延長を行なうものとする。
- ③ 損害負担の範囲は、工事目的物又は成果物、仮設物、工事材料、建設機械器具を対象に負担する。また、検査は、現地確認及び工事に関する記録等により確認することから、損害額算定においては特に詳細に調査を行うこと。
- ④ 損害額の算定においては、請負代金額又は業務委託料の1/100を控除し、建設工事請負契約書の条項第53条若しくは設計業務等委託契約書条項第48条の規定に基づき付保を義務付けられた保険等により填補された額がある場合は、損害総額から控除すること。ただし、特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- ⑤ 損害額の請求にあたっては、通知、協議、同意をもって額の確定を行うものとし、その後、受注者からの請求により支払うものとする。

なお、支出証拠書類は、前段の協議関係書類、負担金算定内訳書（出来高設計書）を添付することとする。また、支出科目は、「補償、補填及び賠償金」とする。

- ⑥ 同一工法で原形復旧が不適當な場合は、条項第19条に基づき設計変更の手続きを取らなければならない。

フローチャート



不可抗力による損害通知書

年 月 日

三重県知事

あて

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号及び
代表者氏名

下記工事を施工中のところ 年 月 日
のため、工事の出来形部分等に損害を生じましたので通知します。

記

- 1 工事番号及び工事名 第 号
- 2 工事場所 市 町 大字 地内
- 3 契約年月日 年 月 日
- 4 工期 着手 年 月 日
- 5 請負代金額
- 6 損害内容

(添付書類)

- 1 損害発生前及び損害の概要
- 2 損害の内訳数量
- 3 損害発生及び発生後の現場写真

不可抗力による損害通知書

年 月 日

三重県知事

あて

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号及び
代表者氏名

設計業務等委託契約書の条項第29条第1項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 委 託 業 務 名

- 2 損害発生及び損害の概要

- 3 損害の内訳数量

- 4 損害状況の現場写真
別添のとおり

損害調査結果通知書

第 号
年 月 日

様

三重県知事



年 月 日付で通知のあった次の工事の損害につき調査した結果、下記のとおり通知します。

記

- 1 工事番号及び工事名 第 号
- 2 工事場所 市 町 大字 地内
郡
- 3 契約年月日 年 月 日
- 4 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 5 請負代金額 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 6 損害額調査内容

被害部分の工種数量等
を記入すること。

損害費用負担請求書

年 月 日

三重県知事

あて

受注者 住所又は所在地
氏名又は商号及び
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で損害調査結果通知のあった下記の工事（委託業務）について、建設工事請負契約書の条項第30条第3項（設計業務等委託契約書の条項第29条第3項）の規定に基づき請求します。

1 工事名又は委託業務名

2 損害負担の請求請
負代金額又は
業務委託料

損害費用負担協議書

第 号
年 月 日

様

三重県知事

印

年 月 日付け請求のあった下記の工事（委託業務）について、建設工事請負契約書の条項第30条第4項、第5項及び第6項若しくは設計業務等委託契約書の条項第29条第4項、第5項及び第6項に基づき、下記のとおり協議します。

記

1 工事名又は委託業務名

2 損害負担金額 ￥

3 支払条件 損害負担の支払は、請求書（第25号様式の3）を受理した日から40日以内とし、支払遅延の場合は建設工事請負契約書の条項第46条第9項（設計業務等委託契約書の条項第41条第8項）を準用します。

4 異議の申立 本協議成立後は、内容及び金額について、異議を申し立てることはできない。

同意書

第 号
年 月 日

様

年 月 日付で契約した下記工事（委託業務）について、次の通り同意します。

記

- | | | | | | |
|---|----------------------------|----------|---------|--------|--------|
| 1 | 工事番号及び工事名
又は委託業務番号および名称 | 第 号 | | | |
| 2 | 工事場所 | 市
郡 | 町
大字 | | 地内 |
| 3 | 工 期 | 着手
完成 | 年
年 | 月
月 | 日
日 |
| 4 | 協議事項 | | | | |

負担金請求書

三重県知事あて

請求者 (住所)
(氏名)

下記のとおり請求します。

請求金額 ¥ _____

ただし、次の工事の 不可抗力又はその他による損害負担金 として

工事名

契約日

契約金額 ¥

振込希望金融機関名 銀行 金庫 店
預金の種類
口座番号
口座名義
フリガナ
振込指定コード番号

注) 押印省略の場合は、以下に発行責任者、担当者及び連絡先を記載すること